

北里大学部室使用管理規程

(趣旨)

第1条 本学が北里会部室として貸与する施設の利用は、本規程による。

(使用許可)

第2条 部室使用許可を求める団体は、毎年4月末日までに所定の部室使用願を所属会会長に提出し、学長の承認を得なければならない。

(禁止事項)

第3条 部室使用団体は、部室の使用に関し、次の事項を禁止する。

- (1) 部室使用願に記載した目的以外の用途に使用すること。
- (2) 部室使用許可を無断で譲渡又は貸与すること。
- (3) 部室内の諸施設を無断で改廃又は新設すること。
- (4) 部室内で宿泊すること。
- (5) 部室内で飲酒すること。
- (6) 火気を使用すること。ただし、特別の事情があるときは、所属会会長の承認を経て総務部の許可を受けること。

(遵守事項)

第4条 部室使用団体は、部室の使用に関し、次の事項を守ることとする。

- (1) 部室使用時間は、午前8時から午後9時までとし、時間外及び休日の使用は、所属会会長の承認を得ること。
- (2) 退室に際しては、戸締まり及び消灯の確認を行うこと。
- (3) 掲示その他これに類するものは、所定の場所に行うこと。
- (4) 部室内に多額の金銭又は貴重品等を保管しないこと。
- (5) 整理整頓に心がけること。

(事故等発生時)

第5条 事故、盜難、破損等が発生した場合は、速やかに届け出ること。

(使用許可の取消し)

第6条 部室使用団体が本規程に違反した場合は、使用許可を取り消すことがある。

附 則

本規程は、昭和50年10月1日から施行する。